

障害者自立支援法の見直しを求める意見書

平成18年に施行された障害者自立支援法については、法の円滑な運用のための特別対策や、平成19年12月にまとめられた与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書に基づく利用者負担の見直しなど緊急措置もとられてきたところです。

その上で、現在、政府・与党において、法施行3年後の抜本の見直しに向けて検討が進められており、その中では、見直しの全体像や、介護保険制度との関連、利用者負担のあり方などが議論されています。

については、江戸川区議会は、自立支援法施行に伴う利用者負担などについての障害者団体などからの声を十分に踏まえ、下記の事項について、政府に対し、適切な見直しを行うよう強く要請します。

記

- 1 介護保険制度との統合を前提とせず、あくまでも障害者施策としてのあるべき仕組みを検討すること。
- 2 最大の問題となっている利用者負担については、これまでの特別対策や緊急措置によって改善されている現行の負担水準の継続は当然として、一割を上限とした応能負担の考えに基づき検討すること。
- 3 新体系への移行が円滑に進まない状況を踏まえ、報酬単価の引き上げを含め、抜本的に検討すること。
- 4 障害者の範囲について、発達障害や高次脳機能障害が自立支援法の対象となることを明確化し、障害程度区分についても、身体、精神、知的、発達障害などの障害特性を反映するものとなるよう、検討すること。
- 5 地域生活支援事業について、障害者が地域で暮らすために不可欠な事業は、自立支援給付とし、移動支援やコミュニケーション支援の充実を図ること。
- 6 福祉的就労分野での利用者の負担解消について、工賃控除のあり方などを含めた議論を深めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年3月25日

江戸川区議会議長 田 島 進

厚生労働大臣 あて